

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年1月22日(2009.1.22)

【公表番号】特表2006-504441(P2006-504441A)

【公表日】平成18年2月9日(2006.2.9)

【年通号数】公開・登録公報2006-006

【出願番号】特願2003-526883(P2003-526883)

【国際特許分類】

A 6 1 L 33/00 (2006.01)

A 6 1 F 2/84 (2006.01)

A 6 1 F 2/82 (2006.01)

A 6 1 M 25/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 L 33/00 T

A 6 1 M 29/00

A 6 1 M 29/02

A 6 1 L 33/00 P

A 6 1 M 25/00 4 1 0 Z

【手続補正書】

【提出日】平成20年11月28日(2008.11.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

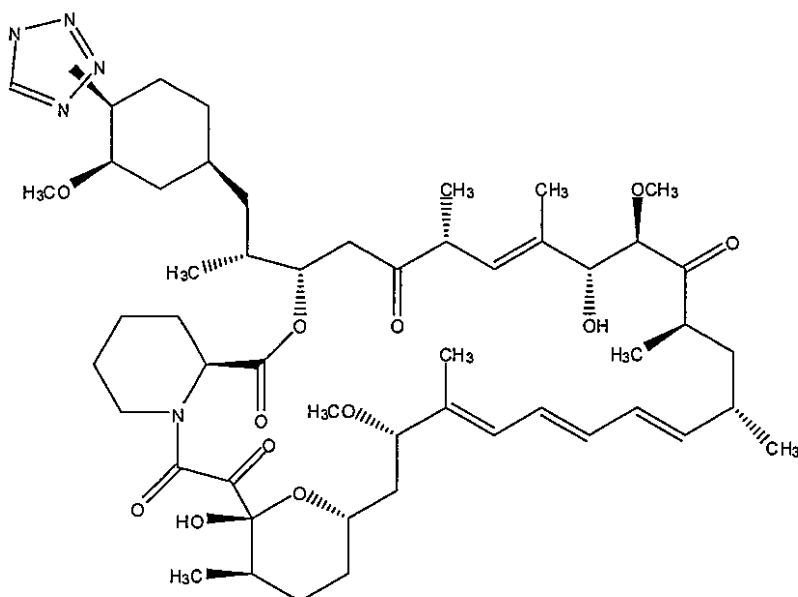
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

支持構造ならびに治療物質：

【化1】



又は医薬適合性のその塩又はプロドラッグならびに抗増殖物質、抗血小板物質、抗炎症薬、抗血栓薬、血栓崩壊剤、細胞傷害性薬剤、サイトカイン又はケモカイン結合を阻害する

物質、細胞脱分化阻害因子、抗脂血症薬、マトリックスメタロプロテイナーゼ阻害因子及び細胞増殖抑制性物質から成る群より選択される少なくとも1つの他の治療物質を含む医療装置。

【請求項2】

前記抗増殖物質が抗有糸分裂薬である、請求項1に記載の医療装置。

【請求項3】

前記抗有糸分裂薬が、ビンカアルカロイド、抗有糸分裂性アルキル化剤及び抗有糸分裂性代謝産物から成る群より選択される、請求項2に記載の医療装置。

【請求項4】

前記抗血小板物質が、血小板の接着を阻害する物質、血小板の凝集を阻害する物質及び血小板の活性化を阻害する物質から成る群より選択される、請求項1に記載の医療装置。

【請求項5】

前記抗炎症薬がエストラジオールである、請求項1に記載の医療装置。

【請求項6】

前記抗炎症薬がデキサメタゾンである、請求項1に記載の医療装置。

【請求項7】

前記支持構造が、冠状動脈ステント、末梢血管ステント、カテーテル、動静脈移植片、バイパス移植片及び血管系において使用される薬剤送達バルーンから成る群より選択される、請求項1に記載の医療装置。

【請求項8】

前記支持構造が、前記治療物質を含有する被覆物をさらに含む、請求項1に記載の医療装置。

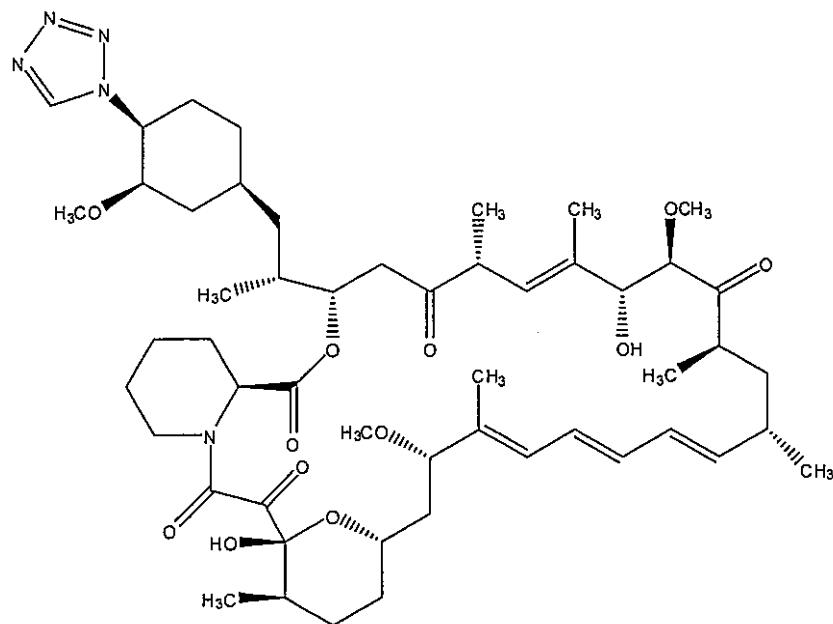
【請求項9】

前記被覆物がポリマーである、請求項8に記載の医療装置。

【請求項10】

前記治療物質が、

【化2】

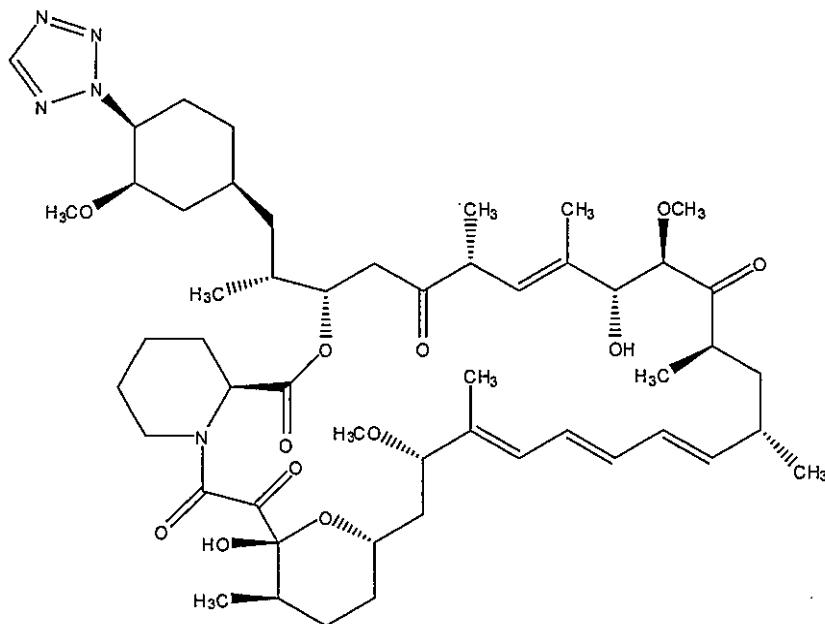


又は医薬適合性のその塩又はプロドラッグである、請求項1に記載の医療装置。

【請求項11】

前記治療物質が、

## 【化3】

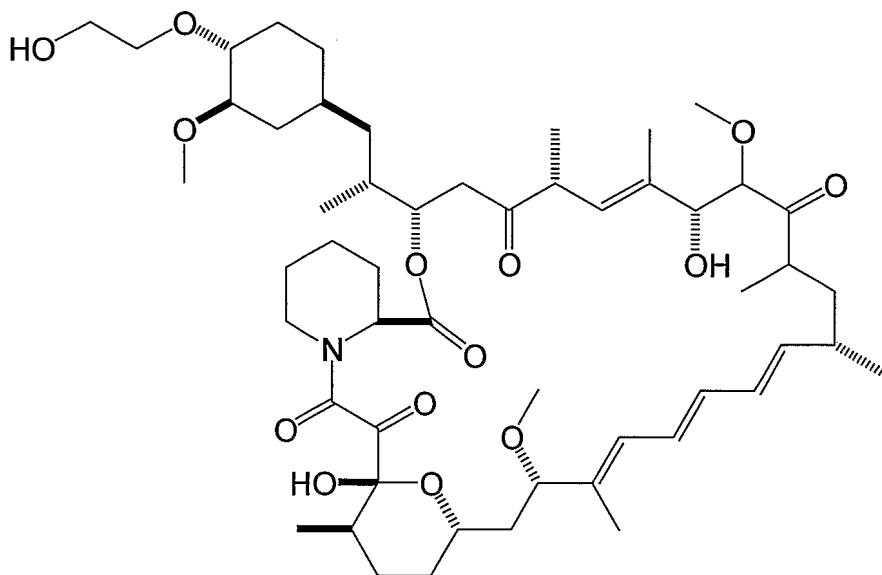


又は医薬適合性のその塩又はプロドラッグである、請求項1に記載の医療装置。

## 【請求項12】

支持構造及び治療物質：

## 【化4】



又は医薬適合性のその塩又はプロドラッグ及び少なくとも1つの他の治療物質を含む医療装置。

## 【請求項13】

前記の少なくとも1つの他の治療物質が、抗増殖物質、抗血小板物質、抗炎症薬、抗血栓薬、血栓崩壊剤、細胞傷害性薬剤、サイトカイン又はケモカイン結合を阻害する物質、細胞脱分化阻害因子、抗脂血症薬、マトリックスマタロプロテイナーゼ阻害因子及び細胞増殖抑制性物質から成る群より選択される薬剤である、請求項12に記載の医療装置。

## 【請求項14】

前記抗炎症薬が、エストラジオール及びデキサメタゾンから成る群より選択される、請求項13に記載の医療装置。

## 【請求項15】

前記抗脂血症薬がフェノファイブレートであり、及び前記マトリックスマタロプロテイナ

－ゼ阻害因子がバチミstattである、請求項12に記載の医療装置。

【請求項16】

前記支持構造が、前記治療物質を含有する被覆物をさらに含む、請求項12に記載の医療装置。

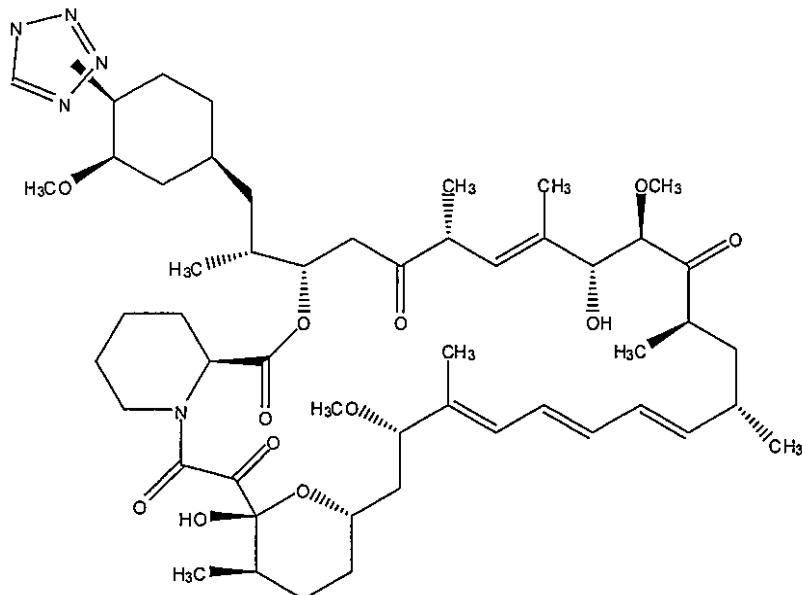
【請求項17】

前記支持構造が、冠状動脈ステント、末梢血管ステント、カテーテル、動静脈移植片、バイパス移植片及び血管系において使用される薬剤送達バルーンから成る群より選択される、請求項12に記載の医療装置。

【請求項18】

表面上に、治療物質：

【化5】



又は医薬適合性の許容されるその塩又はプロドラッグならびに抗増殖物質、抗血小板物質、抗炎症薬、抗血栓薬、血栓崩壊剤、細胞傷害性薬剤、サイトカイン又はケモカイン結合を阻害する物質、細胞脱分化阻害因子、抗脂血症薬、マトリックスマタロプロテイナーゼ阻害因子及び細胞増殖抑制性物質から成る群より選択される少なくとも1つの薬剤を含有する被覆物を有する支持構造を含む医療装置。

【請求項19】

前記抗増殖物質が抗有糸分裂薬である、請求項18に記載の医療装置。

【請求項20】

前記抗有糸分裂薬が、ビンカアルカロイド、抗有糸分裂性アルキル化剤及び抗有糸分裂性代謝産物から成る群より選択される、請求項19に記載の医療装置。

【請求項21】

前記抗血小板物質が、血小板の接着を阻害する物質、血小板の凝集を阻害する物質及び血小板の活性化を阻害する物質から成る群より選択される、請求項18に記載の医療装置。

【請求項22】

前記抗炎症薬がエストラジオールである、請求項18に記載の医療装置。

【請求項23】

前記抗炎症薬がデキサメタゾンである、請求項18に記載の医療装置。

【請求項24】

前記支持構造が、冠状動脈ステント、末梢血管ステント、カテーテル、動静脈移植片、バイパス移植片及び血管系において使用される薬剤送達バルーンから成る群より選択される、請求項18に記載の医療装置。

## 【請求項 25】

前記被覆物がポリマーである、請求項18に記載の医療装置。

## 【請求項 26】

前記ポリマー被覆物が生体安定である、請求項25に記載の医療装置。

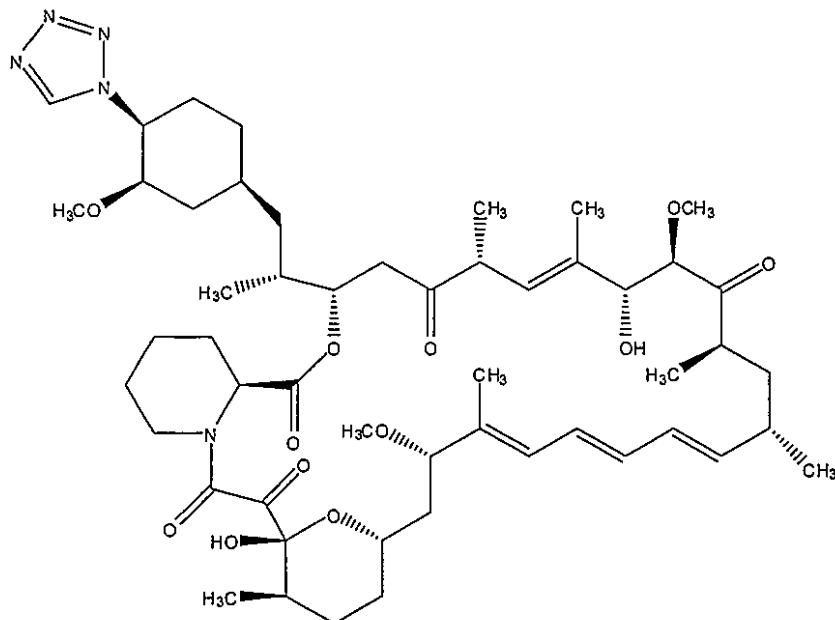
## 【請求項 27】

前記ポリマー被覆物が生分解性である、請求項25に記載の医療装置。

## 【請求項 28】

前記治療物質が、

## 【化6】

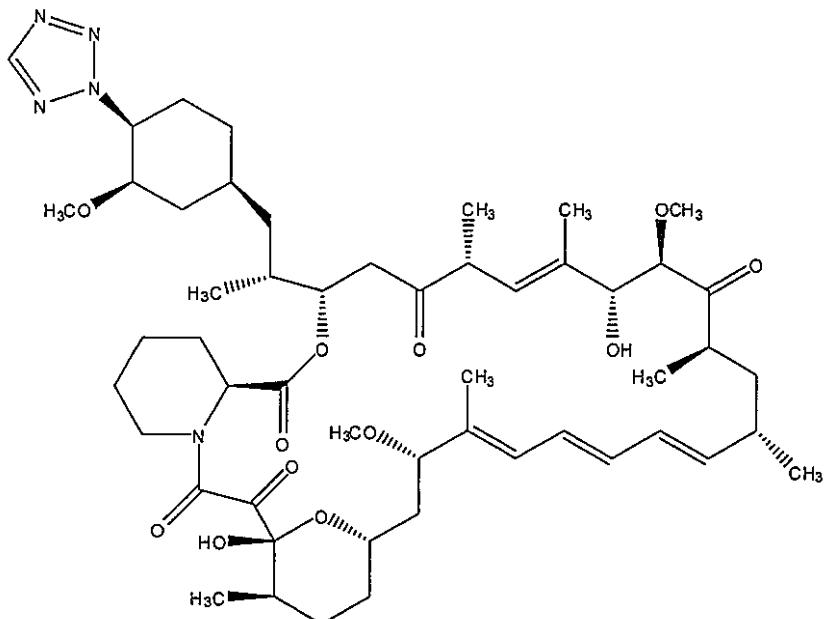


又は医薬適合性のその塩又はプロドラッグである、請求項18に記載の医療装置。

## 【請求項 29】

前記治療物質が、

## 【化7】

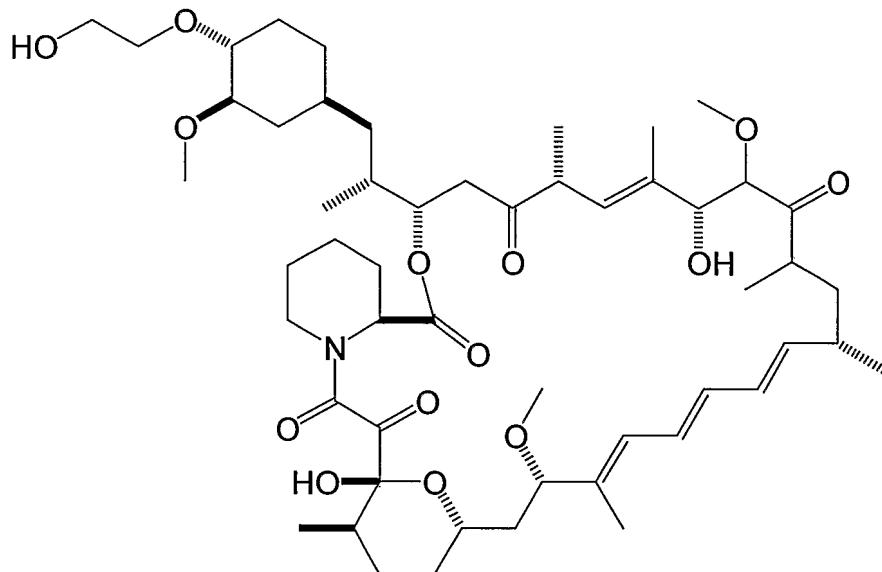


又は医薬適合性のその塩又はプロドラッグである、請求項18に記載の医療装置。

## 【請求項 30】

表面上に、治療物質：

## 【化 8】



又は医薬適合性の許容されるその塩又はプロドラッグならびに抗増殖物質、抗血小板物質、抗炎症薬、抗血栓薬、血栓崩壊剤、細胞傷害性薬剤、サイトカイン又はケモカイン結合を阻害する物質、細胞脱分化阻害因子、抗脂血症薬、マトリックスマタロプロテイナーゼ阻害因子及び細胞増殖抑制性物質から成る群より選択される少なくとも1つの薬剤を含有する被覆物を有する支持構造を含む医療装置。

## 【請求項 3 1】

前記抗増殖物質が抗有糸分裂薬である、請求項30に記載の医療装置。

## 【請求項 3 2】

前記抗有糸分裂薬が、ビンカアルカロイド、抗有糸分裂性アルキル化剤及び抗有糸分裂性代謝産物から成る群より選択される、請求項31に記載の医療装置。

## 【請求項 3 3】

前記抗血小板物質が、血小板の接着を阻害する物質、血小板の凝集を阻害する物質及び血小板の活性化を阻害する物質から成る群より選択される、請求項30に記載の医療装置。

## 【請求項 3 4】

前記抗炎症薬がエストラジオールである、請求項30に記載の医療装置。

## 【請求項 3 5】

前記抗炎症薬がデキサメタゾンである、請求項30に記載の医療装置。

## 【請求項 3 6】

前記支持構造が、冠状動脈ステント、末梢血管ステント、カテーテル、動静脈移植片、バイパス移植片及び血管系において使用される薬剤送達バルーンから成る群より選択される、請求項30に記載の医療装置。

## 【請求項 3 7】

前記支持構造が、前記治療物質を含有する被覆物をさらに含む、請求項30に記載の医療装置。

## 【請求項 3 8】

前記被覆物がポリマーである、請求項37に記載の医療装置。

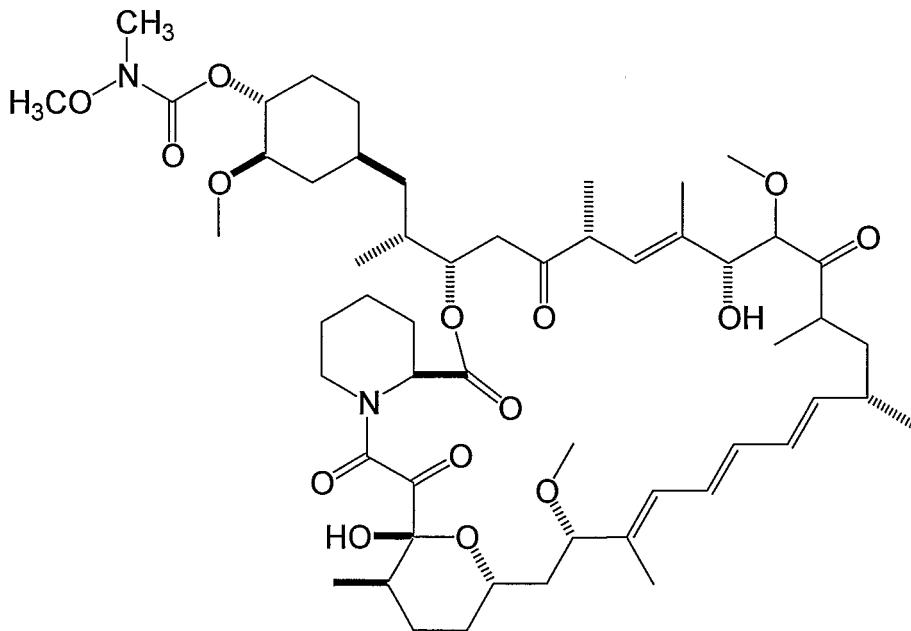
## 【請求項 3 9】

前記ポリマー被覆物が生体安定である、請求項37に記載の医療装置。

## 【請求項 4 0】

治療物質：

## 【化9】



又は医薬適合性のその塩又はプロドラッグならびに抗増殖物質、抗血小板物質、抗炎症薬、抗血栓薬、血栓崩壊剤、細胞傷害性薬剤、サイトカイン又はケモカイン結合を阻害する物質、細胞脱分化阻害因子、抗脂血症薬、マトリックスメタロプロテイナーゼ阻害因子及び細胞増殖抑制性物質から成る群より選択される少なくとも1つの他の治療物質を含有する、医薬適合性の担体又は賦形剤を含むことができる又は支持することができる支持構造を含む医療装置。

## 【請求項41】

前記抗増殖物質が抗有糸分裂薬である、請求項40に記載の医療装置。

## 【請求項42】

前記抗有糸分裂薬が、ピンカアルカロイド、抗有糸分裂性アルキル化剤及び抗有糸分裂性代謝産物から成る群より選択される、請求項41に記載の医療装置。

## 【請求項43】

前記抗血小板物質が、血小板の接着を阻害する物質、血小板の凝集を阻害する物質及び血小板の活性化を阻害する物質から成る群より選択される、請求項40に記載の医療装置。

## 【請求項44】

前記抗炎症薬がエストラジオールである、請求項40に記載の医療装置。

## 【請求項45】

前記抗炎症薬がデキサメタゾンである、請求項40に記載の医療装置。

## 【請求項46】

前記支持構造がステントの形態の骨格(framework)を含む、請求項40に記載の医療装置。

## 【請求項47】

前記支持構造が、冠状動脈ステント、末梢血管ステント、カテーテル、動静脈移植片、バイパス移植片及び血管系において使用される薬剤送達バルーンから成る群より選択される、請求項40に記載の医療装置。

## 【請求項48】

前記支持構造が、前記治療物質を含有する被覆物をさらに含む、請求項40に記載の医療装置。

## 【請求項49】

前記被覆物がポリマーである、請求項48に記載の医療装置。

## 【請求項 5 0】

前記ポリマー被覆物が生体安定である、請求項 4 9 に記載の医療装置。

## 【請求項 5 1】

前記ポリマー被覆物が生分解性である、請求項 4 9 に記載の医療装置。

## 【請求項 5 2】

前記支持構造が、前記治療物質を含有するポリマー骨格を含む、請求項 4 0 に記載の医療装置。

## 【請求項 5 3】

前記ポリマー骨格が生分解性である、請求項 4 0 に記載の医療装置。

## 【請求項 5 4】

前記抗脂血症薬がフェノフィブレートである、請求項 4 0 に記載の医療装置。

## 【請求項 5 5】

前記マトリックスメタロプロテイナーゼ阻害因子がバチミstattである、請求項 4 0 に記載の医療装置。

## 【手続補正 2】

## 【補正対象書類名】明細書

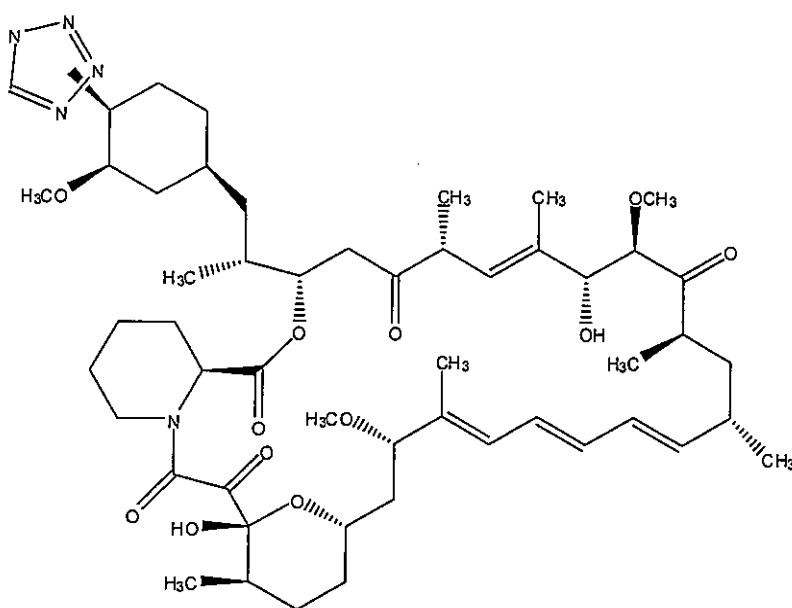
## 【補正対象項目名】0 0 1 6

## 【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0 0 1 6】

## 【化 1 0】



によって表わされる化合物又は医薬適合性のその塩又はプロドラッグを開示する。

## 【手続補正 3】

## 【補正対象書類名】明細書

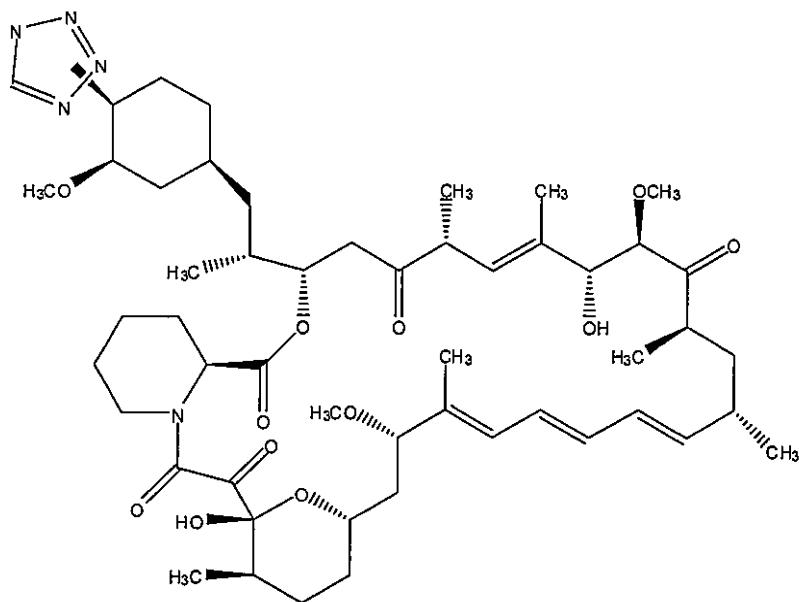
## 【補正対象項目名】0 0 2 1

## 【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0 0 2 1】

## 【化11】



又は医薬適合性のその塩又はプロドラッグを含むが、これらに限定されず、上記化合物は

、  
【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

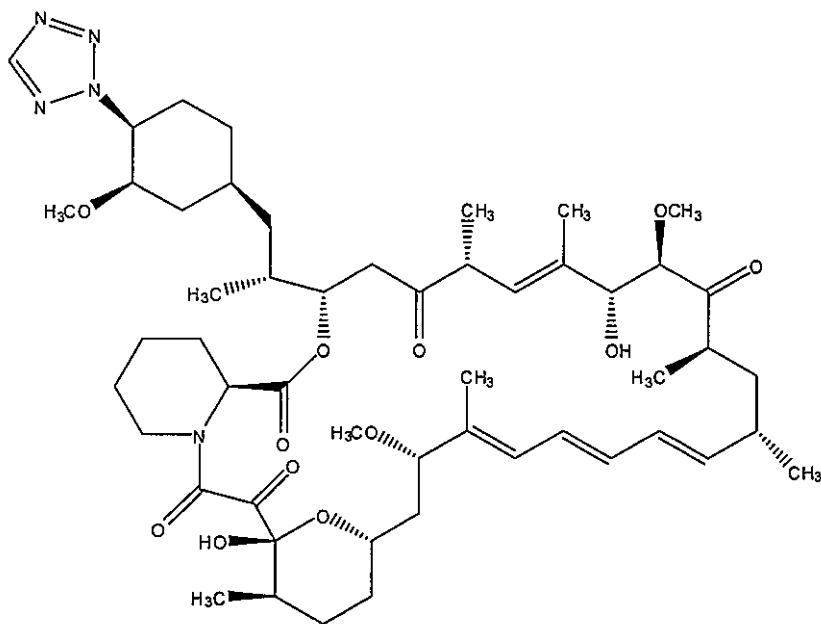
【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

## 【化12】



## 【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

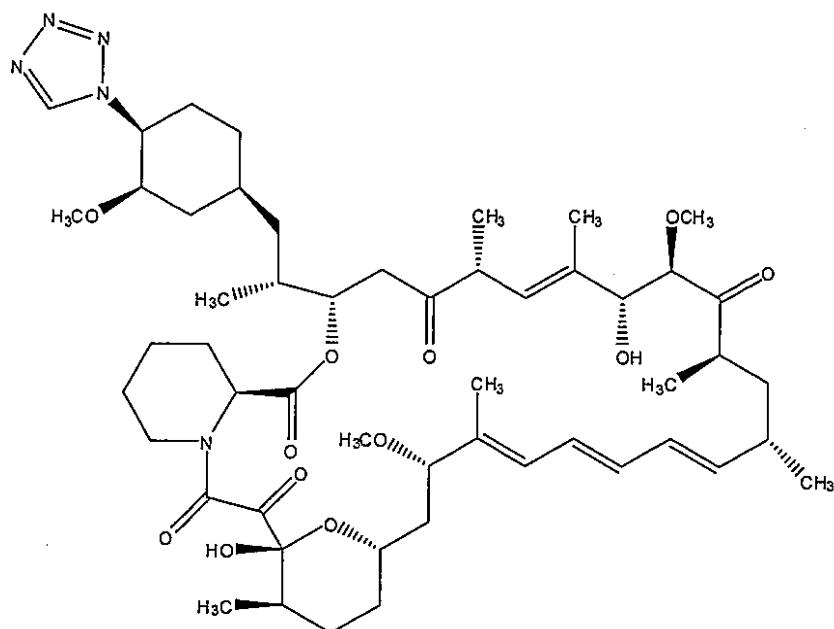
【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

【化13】



の化合物である。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

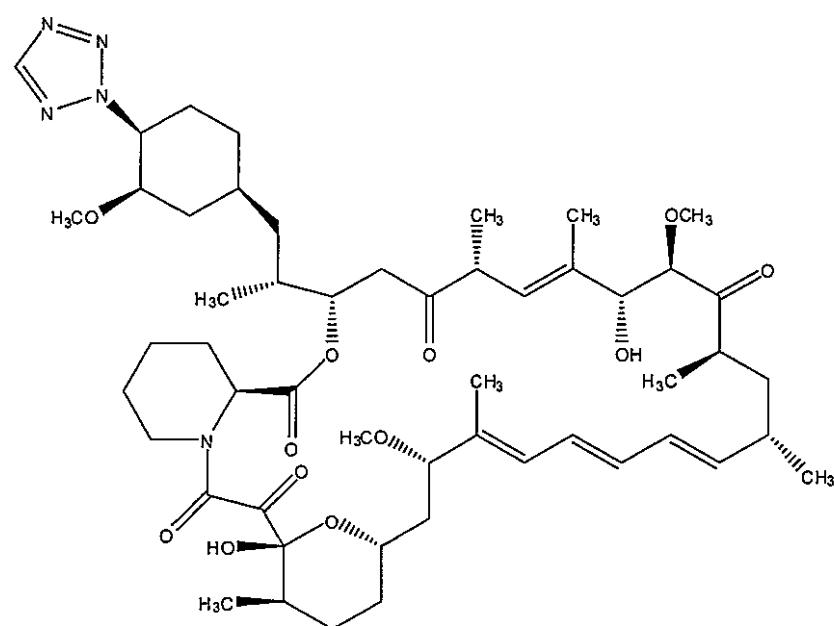
【補正対象項目名】0034

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0034】

【化14】



の化合物である。